

(表 面)

第 号	(職) 氏 名 年 月 日 生	写 真 ち ょ う 付 面
年 月 日	厚生労働省 (都道府県、市又は特別区) 印	
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第十五条又は第六十五条の四の規定による当該職員の見	

(A列6番)

(裏 面)

<p>1817 (注意) この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失ったときは直ちに厚生労働大臣(都道府県知事、市長又は特別区長)に届出ること。</p> <p>1613 都道府県知事は、第一項の規定による質問又は必要な調査を実施するため、検査の方法の認めるときは、他の都道府県知事又は厚生労働大臣に、検査の必要を認めることができる。</p> <p>12 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p>	<p>11 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>10 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>9 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>8 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>7 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>6 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>4 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p> <p>第 都道府県知事は、前項の規定により派遣された職員について準用する。</p>	<p>第十(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第九(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第八(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第七(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第六(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第五(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第四(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第三(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第二(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p> <p>第一(感) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(抄)</p>
--	---	---